

アンゴラにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	Oil Sector における国内産業優遇	アンゴラの Oil Sector では通常、油井管等の必要資材の納入において、Local Contents を含むことが求められている。例え当地に事務所が有る場合でも、駐在員事務所のステータスの場合、Local Contents として認められず、入札の PQ すら通過出来ない状況となっている。	Local Contents 規制に関する緩和を行って頂きたい。	法令 No. 48/06 法令 No.127/03
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高額な Terminal Charge	当国における Terminal Charge は非常に高額(1 日当り US\$ 170/コンテナ)であり、この Terminal Charge の値下げを検討頂きたい。また、通関完了後に Terminal Charge を支払い貨物がリリースされるが、System 上の問題が度々発生し支払いが実施できず、その間の引き取りが遅れると共に当該期間の港の保管 Charge が請求される(クリスマス休暇期間中なども全て支払い実施できず貨物の引き取りも出来ない状況)。	Terminal Charge の値下げを検討頂きたい。 System Down、休暇に伴い支払出来ない場合の Charge 料については請求しない、等といった制約を検討して頂きたい。	
12 為替管理	日機輸 日機輸	(1)	外貨送金の遅延	当地アンゴラより外貨送金を行う場合、アンゴラ中央銀行の承認が求められるが、当該承認手続きには非常に時間が掛かる為、外貨送金に時間を要する。2015 年より油価下落の影響で全ての外貨割当は中央銀行による入札割当制となり、L/C の開設を含む外貨送金、及び外貨の引き出しが非常に困難な状態となった。 また、国内での外貨給与支払いが禁止されており、外国人労働者雇用に困難をきたす。 外貨規制について、手続の進行状況が分からない。確認しても回答が得られない。	外貨送金に関する規制緩和の実施、或は外貨送金承認取得に関する手続を簡略化して頂きたい。 国内産業育成分野における外貨送金を許可して頂きたい。 手続状況を明確化し、現時点でどこまで進んでいるのかを確認できるようにしていただきたい。	アンゴラ中央銀行 Aviso No. 13/2013
16 雇用	日機輸 日機輸	(1)	ビザ発給手続の煩雑・遅延	労働ビザ申請要件として所轄省庁よりの意見書が求められる。通常 Rep Office の所轄省庁は商業省となるが、商業省よりの意見書は事実上発給されず、他省庁に依頼必要あるが、意見書発行までの期間は予測不能。特に、政府向けビジネスを行っていない場合、所轄官庁からの意見書取得は困難。結果として、当地駐在員の労働ビザ取得期間に半年～1 年程度を要する場合がある。 上記通常の労働査証発給に加え、Project 関係者(第 3 国人)に対する柔軟な対応をお願いしたい。 Work permit を取得するのに時間がかかる(長いときで 2 年程度)。督促すると違法に追加料金を要求される。	労働 VISA 発給に関し、手続きの簡素化、乃至は柔軟な対応(日本企業の工事履行に伴う特例措置、Project 関係者一括の Block VISA の発給等)を検討頂きたい。 Work Permit 取得までの時間を短縮していただきたい。また、違法行為に対する取締を強化していただきたい。	当地移民局(SME)による制度運用 在外アンゴラ大使館による制度運用
			(改善)	2015 年 5 月 11 日付け日経新聞によれば、日本人向けに有効期間中であれば何度でも入国できる数次査証の発給を月内にも始めることのこと。		
	日機輸	(2)	労働査証発給者に対する保証預け金	労働査証発給者に対し、帰国航空券代相当(日本の場合運用上約 USD2,580)の保証預け金を求める制度。運用がまちまちで、預け金支払いを求められるケースとそうでないケースが混在することに加え、現地の就労が終われば帰国後も同預け金が全く返済されていない。	所属企業による帰国航空券代負担の保証レターによる代替の受け入れ、及び既納付済み預け金の速やかな返還をお願いしたい。	大統領令 No. 2/07 号 68 項

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	被雇用者側よりの労働法	・ <u>当地の労働法は極端に被雇用者寄りの内容となっており、減給や解雇が非常に難しい、或は解雇する場合には高額のコストが発生する。</u>	・ <u>労働法につき、雇用者、被雇用者間の不均衡是正を検討して頂きたい。</u>	・労働法 No. 2/00 ・労働法 No. 15/15、No. 7/15
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1) 契約承認等取得手続の遅延	・ <u>役務提供契約の内容、及び金額により中央銀行、或は経済省他の事前許認可取得が必要であるが、この契約承認 Process に時間を要する(1 か月超)。</u>	・ <u>国家 Project、或は国策に沿う産業発展に寄与する Project 等については、Process を簡素化/短縮化できるような柔軟な対応を検討頂きたい。</u>	・大統領令 No. 273/11、No. 123/13

経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。